

令和8年 富士見市表彰者紹介

市政発展へのご功績を称えて表彰した方をご紹介します(敬称略)。

☎秘書課 ☎049-256-9187

功労表彰

選挙又は議会の同意を得て就職し、地方自治の発展に貢献された方

五十嵐 清(富士見市公平委員会委員)
堀切 久也(富士見市固定資産評価審査委員会委員)

商工業・農業団体等の役員として産業の振興発展のために尽力された方

柳下 春良(難波田城公園地域環境保全協議会会長)
寺沢 靖(富士見市商工会理事)

同一職業に20年以上従事され、他の模範となる優良技能をお持ちの方

五十嵐 洋太(和菓子製造業)
平川 厚丸(自動車整備業)
三枝 正幸(水道工事業)
横山 新治(二輪車販売・修理業)

民生委員・児童委員、保護司として社会福祉の増進に貢献された方

木苗 典子(民生委員・児童委員)
關野 兼太郎(保護司)

市内各種文化、スポーツ団体の役員として10年以上活動し、功績著しい方

石坂 輝子(富士見市文化協会理事)
神馬 正樹(富士見市文化協会理事)

市民の健康管理、保健衛生の向上に貢献された方

井上 浩太(富士見医師会会員)
岸 雄一郎(富士見医師会会員)
高田 孝一(富士見市歯科医師会会員)

各種行政事務を通じて市政の発展に貢献された方

選挙事務協力員
瀬田 博 萩元 初男

ボランティア活動を通じて地域社会の発展と振興に貢献された団体

おもちゃクリニックふじみ
富士見さくらねこ応援団

文化、スポーツ等で優秀な成績を修め、郷土の名誉を高めた方

青木 柚奈(ダンス)	金谷 拓樹(空手)	中村 瑠花(ダンス)	山田 淳水(アルティメット)
阿志賀 奏(少林寺拳法)	神崎 悠人(バドミントン)	西 裕大(陸上競技)	山田 湖子(陸上競技)
石井 愛麻(ピアノ)	工藤 優理香(卓球)	西嶋 慶文(フェンシング)	山本 千穂里(剣道)
石川 智也(野球)	近藤 孝仁(ボディビル)	沼田 麻百合(チアダンス)	山本 隼人(剣道)
伊藤 怜那(ダンス)	島田 裕基(野球)	濱田 京汰(剣道)	横山 勇人(ゴルフ)
岩永 結(ハンドボール)	白神 夏鈴(卓球)	原島 明里(テニス)	吉野 敏之(少林寺拳法)
大竹 正希(空手)	白根 瑛介(弓道)	原田 愛莉(チアダンス)	関沢クラブ(バレーボール)
大塚 莉緒(少林寺拳法)	鈴木 瑠華(水泳)	福島 幸花(ハンドボール)	富士見市立西中学校男子バレーボール部(バレーボール)
大橋 葵(空手)	徳生 花音(サッカー)	三浦 萌愛(チアダンス)	富士見リトルシニア(野球)
尾崎 瑛太(野球)	内藤 夏芽(少林寺拳法)	宿口 美悠(チアダンス)	
梶田 かすみ(バレーボール)	中西 翔琉(バレーボール)	矢野 優希(チアダンス)	

善行表彰

交通安全活動を通じて市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

富士見市交通指導員

植田 英理 小熊 賀代子
中間 真里 南 澄子

東入間交通安全協会会員

新井 規泰 田中 和男
吉田 義昭

消防団員として市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

齊藤 優也 佐藤 友一郎
柳下 優奈 吉田 浩江

篤志表彰

公益のために30万円相当以上の寄付をされた団体

一般社団法人埼玉県トラック協会
オリコグループ社会貢献ファンド
株式会社ノジマ
株式会社MIYOSHI
株式会社ライフバディ
筑波ダイカスト工業株式会社
明治安田生命保険相互会社 川越支社

文化の杜公園と中央図書館駐車場の利用制限

新庁舎建設に関連する工事の実施に伴い、文化の杜公園と中央図書館駐車場の一部が利用できなくなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくはこちら▶

制限期間 令和12年1月まで(予定)

※文化の杜公園の利用制限開始は5月7日(木)以降を予定しています。

☎新庁舎整備室 ☎049-265-8311



P 中央図書館臨時駐車場を開設します

中央図書館駐車場は**図書館建物側の一部駐車スペース(22台分)を除き、利用できません。**

利用制限に伴い、中央図書館の臨時駐車場を設けますのでご利用ください。

×- - - × 通行止め区間があります

キラリ☆ふじみ側から市民総合体育館側、キラリ☆ふじみ側から富士見文化通りへの遊歩道は**通り抜けができなくなります。**それぞれ迂回をお願いします。



英語検定受験料の補助

英語力の向上のため、(公財)日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」の受験料を補助します。

※児童生徒1人につき、年度内1回限り

対象学年	対象級
小学4～6年生、中学1年生	5級以上
中学2年生	4級以上
中学3年生	3級以上

補助額

●4級・5級/1,000円 ●3級以上/3,000円



申請方法 申請書に必要書類を添えて下記の方法で申請してください。

- 市内在住、在学の方/在籍する学校へ提出
- 市内在住で市外に在学の方/学校教育課へ郵送・直接

※申請書は、市ホームページ、学校教育課、市内各学校で配布しています。

申請期限 令和9年3月1日(月)

☎学校教育課 ☎626

詳しくはこちら▶



がん患者への支援事業

令和8年度から「がん患者ウェルビーイング支援事業」として、がん患者への補助を行っています。補助金額の上限など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎申請先 健康増進センター ☎049-252-3771

詳しくはこちら▶



■ 在宅療養に係る費用の補助

若年終末期がん患者や家族が安心して自宅で療養生活を送ることができるよう、在宅療養に係る費用の一部を補助します。

対象 がんにより終末期と診断され、ほかの制度が利用できない18歳以上40歳未満の方

■ ウィッグなどの購入費用の補助

がん治療による外見の変化を補う補整具(ヘアケア用品)の購入費用の一部を補助します。

対象 がん治療による外見の変化を補うため助成対象用品を購入した方

※令和8年4月1日以降に購入したものが対象です。



防災気象情報の運用が変わります

気象庁のページはこちら▶



防災気象情報の運用が変わります。河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなります。例えば、これまでの大雨警報は、「レベル3大雨警報」という名称に変更になり、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。

運用開始 5月下旬(予定)から

閤危機管理課 ☎049-256-7962

Point! 今回の主な変更点

- 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。
- 河川氾濫の危険度の伝え方が変わります(特別警報の新設など)。
- これまでの「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

新たな防災気象情報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

■ 警報・注意報の「レベル」

数日～1日前	レベル1 早期注意情報 <ul style="list-style-type: none"> • 災害への心構えを一段高める • 連絡体制を確認する
半日～数時間前	レベル2 注意報 <ul style="list-style-type: none"> • ハザードマップ等で災害リスクを再確認する • 自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
数時間～3時間前	レベル3 警報 <ul style="list-style-type: none"> • 避難に時間がかかる高齢者等は危険な場所から避難する • 高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難
2時間～0時間前	レベル4 危険警報 <ul style="list-style-type: none"> • 危険な場所から全員避難する ※台風などにより暴風が予想される場合には、暴風が吹き始める前に避難完了
災害発生	レベル5 特別警報 <ul style="list-style-type: none"> • すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 • 今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

Check! 防災情報の確認方法

レベル4やレベル3の情報が発表された場合には、キキクルや河川の水位情報等の情報を確認して早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページ「キキクル」▼



市内河川のカメラ画像及び水位状況▼



■ 避難の考え方

避難は、必ずしも指定された避難所へ行くことではありません。状況に応じて、以下のような行動も有効です。

- 川や崖から離れた安全な場所へ移動する
- 近くの頑丈な建物の上層階へ移動する(垂直避難)



令和8年度から全国の自治体でスタート こども誰でも通園制度

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無などにかかわらず、保育所などを一定時間利用できる制度です。

対象 保育所などに通っていない、生後6か月～3歳未満の子ども

利用時間 月10時間まで

利用料金 1時間当たり300円程度

実施施設 認定こども園泉の森ふじみ、第一保育所

問 保育課 ☎049-252-7105



事前に利用登録が必要です。
「こども誰でも通園制度総合支援システム」から申請してください。

詳しくはこちら▼



子育てに関する不安を軽減 母子のサポートを拡充します

子どもの健やかな成長を応援し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、出産直後の支援を拡充します。

問 子ども未来応援センター ☎049-252-3774



新規 1か月児健康診査に対する助成

発育発達状況の確認と疾病の早期発見ができるよう、1か月児健康診査の費用を助成します。

詳しくはこちら▶



対象 令和8年4月1日以降に出生した子ども

※対象の子どもがいる世帯には、4月下旬から助成券を送付しています。

金額 上限6,000円

※受診する医療機関により助成方法が異なります。

拡充 産婦健康診査の助成制度

母子のサポート体制を充実させるため、産後おおむね1か月の間に実施する産婦健康診査の助成回数を2回に拡充します。

詳しくはこちら▶



対象 令和8年4月1日以降に受診する健診

※対象の方には、追加分の助成券を送付しています。

※受診する医療機関により助成方法が異なります。

拡充 産後ケア事業

助産師が自宅を訪問して授乳に関する支援を行うほか、医療機関で心身のケアなどを行います。

詳しくはこちら▶



対象 市内在住で出産後1年を経過しない母子

初めて利用する場合、利用者登録のため、子ども未来応援センターに事前相談が必要です。

	内容	対象	料金(1回)	申込先
宿泊型	授乳指導、育児相談、母親の休息、子どもの預かり	1歳未満	10,000円 (1泊2日)	市の契約医療機関
デイサービス型	1日型(個別) 授乳指導、育児相談、母親の休息、子どもの預かり	7か月未満	3,000円	
	時間型(個別) 授乳指導、育児相談	1歳未満	800円	
	半日型(集団) 授乳指導、育児相談、母親同士の交流	2か月未満	500円	
訪問型	授乳相談、セルフケア指導	1歳未満	500円	子ども未来応援センター

※住民税非課税世帯は料金半額



令和8年度国民健康保険税の税率などを改定します

県が示す標準保険税率を目指し、令和8年度の国民健康保険税の税率と課税限度額を下表のとおり改定します。
 国民健康保険課 ☎049-252-7113

詳しくはこちら▶



【改定内容のお知らせの送付】

令和8年度の国民健康保険税の税率などの改定について、リーフレットを6月ごろに送付します。

対象 4月30日時点で国民健康保険の加入者がいる全ての世帯の世帯主

改定内容

■ 保険税水準の統一化(県基準)

県では、県内保険税水準の統一に向けた取り組みを進めています。それに伴い県内の市町村では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、令和9年度には県が提示する標準保険税率と同じ税率に設定することを目指しており、本市でも段階的に改定を行っています。

■ 子ども・子育て支援金制度の導入

「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分」を負担していただきます。

※全ての医療保険で適用されます。

		所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分	改定前	7.49%	34,300円	65万円
	改定後	8.23%	42,200円	66万円
後期高齢者支援金等分	改定前	2.42%	11,500円	24万円
	改定後	2.64%	14,000円	26万円
介護納付金分	改定前	1.94%	14,900円	17万円
	改定後	2.18%	16,300円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	新規	0.29%	1,898円※1	3万円

(※1) 18歳以上の被保険者均等割額を含む

改定の背景

国民健康保険制度は、「加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い」「被用者保険などと比べて所得水準の低い加入者が多く財源の確保が難しい」といった構造的な問題から財政運営が厳しい状況です。

本市も歳入額を上回る歳出状況にあり、法律で定められた以上の額を皆さんの税金で負担する状況です。今後も、医療技術の高度化による医療費の高騰などを要因として、不足額の増加が見込まれています。

改定の影響

改定により、1世帯当たりの保険税額は、平均で前年度比11.3%の増加となる見込みです。

モデル世帯ごとの改定前後の保険税額(1年分)は右表のとおりです。

市ホームページに改定後の保険税額が計算できる試算表を掲載していますのでご活用ください。

モデル世帯	改定前	改定後
65歳1人世帯 (前年世帯所得0円)	13,600円	16,800円
65歳夫婦2人世帯 (前年世帯所得100万円)	102,100円	118,100円
40歳夫婦と 未就学児の3人世帯 (前年世帯所得200万円)	301,200円	343,300円

※子ども・子育て支援納付金分の影響は含んでいません。

子育て世帯に対し税額の激変緩和措置を実施

▶ 申請が必要です

子育て世帯を支援するため、令和7年分の世帯所得500万円以下の世帯を対象に、6～22歳の加入者(世帯主とその配偶者を除く)の分の均等割額を一部減免します。対象世帯には7月に送付する納税通知書に申請書を同封しますので、記入して提出してください。



子ども・子育て支援金制度が始まりました

「子ども・子育て支援金制度」は、**全世代や企業から支援金を拠出**いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

令和8年度から、それぞれ加入している医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療、社会保険など)の保険料とあわせて負担していただきます。

※徴収開始時期は加入保険により異なります。

☎子ども・子育て支援金制度コールセンター

☎0120-303-272(平日午前9時～午後6時)

詳しくはこちら▶



市民一人ひとりがまちを盛り上げる 町会に加入しましょう

市内には55の町会があります。町会は、地域の住民が話し合い・助け合い・交流を深めながら、豊かな住みよいまちづくりを目指して活動しています。

☎協働推進課 ☎049-252-7121

町会へ加入するには

町会への加入は、お住まいの地域の町会役員にお申し込みください。詳しい加入先は市ホームページをご覧ください。協働推進課にお問い合わせください。



町会の主な活動

• 安心安全なまちづくり

防災訓練、自主防犯パトロール、防犯灯の管理、子どもの登下校時の見守り活動など



• 生活環境の向上

資源回収、地域の美化活動、公園の花壇の管理など



• 地域コミュニティ

地域のお祭り、地区体育祭、敬老会、高齢者サロン、青少年健全育成活動など

そのほか広報『富士見』の配布や各種情報の回覧、各種募金活動への協力、地域で活動する各委員を町会から選出するなど、多岐にわたり皆さんの生活を支える役割を担っています。



5月12日から1週間

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

■ 民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアで、地域で生活する住民の一員として、相談内容に合わせた福祉サービスの紹介や地域の専門機関との「つなぎ役」をしています。また、子どもや子育てに関することを専門に担当する主任児童委員もいます。

お住まいの地域の民生委員・児童委員は、市ホームページをご覧ください。

☎福祉政策課 ☎049-252-7102

詳しくはこちら▶



日ごろの生活でお困りのことがあればお住まいの地域の民生委員・児童委員へご相談を

私たちは、地域で一番身近な相談相手として、さまざまな支援を行っています。皆さんには、日ごろの生活でお困りのことなどがあれば、気軽にお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

今、私たちはともに活動して下さる方を募集しています。地域福祉に興味のある方は地域の町会長、またはお近くの民生委員へお声がけください。



富士見市民生委員児童委員協議会
連合会 会長 戸田信江氏

私たちは地域の皆さんが安心して暮らせるお手伝いをさせていただいている民生委員・児童委員です。

皆さんの日常生活や子育てで、疲れてしまったり、困ったなということがあれば、地域の身近な相談相手の私たちに声をかけてください。皆さんの声に耳を傾け、寄り添えるよう、今日も活動を続けています。



鶴瀬東地区民生委員児童委員協議会
佐原公子氏



市公式Instagramで地域の魅力を発信中

市公式Instagram「ちなみに富士見！」では、市の魅力をより多くの皆さんにお届けするため、市内の風景や暮らしにまつわる情報、イベント情報など、地域の魅力を発信していますのでご利用ください。

☎シティプロモーション課 ☎049-256-7894

詳しくはこちら▶





頑張る市内事業者を支援します

市内事業者に各種補助金などによる支援を行っています。

問・申請先 産業経済課 ☎049-257-6827

補助金は交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりませんので、ご注意ください。

創業者支援補助金

創業者を支援するため、店舗(事務所)の改装工事や新規事業の販路開拓に必要な広告宣伝、商号(設立)登記にかかる経費の一部を補助します。

対象 市内で創業した方または創業しようとしている方で、次の全てに該当する方

- 市内に事業所などを設置し、創業日から起算して1年を経過しない方または当該年度の3月末日までに市内に事業所などを設置し、創業する方
- 創業後、同一の事業を1年以上継続して行う方
- 認定特定創業支援等事業による支援を受けている方

詳しくはこちら▼

補助金額 対象経費の1/2
(補助限度額：20万円)



中小企業チャレンジ支援事業補助金

市内中小企業者などが新たに取り組む事業に、その経費の一部を補助します。

詳しくはこちら▶



対象事業	補助率	補助限度額	
経営改善事業	1/3以内	30万円	
研究開発事業	1/2以内	10万円	
人材育成事業	1/2以内	1人につき2万円	
販路開拓事業	1/3以内	5万円	
DX化事業	テレワーク環境整備事業	1/2以内	30万円
	生産性向上支援事業	1/2以内	10万円
	キャッシュレス決済導入事業(①研修費用など、②備品購入費用など)	1/2以内	①10万円 ②1店舗につき5万円
設備導入事業	1/2以内	50万円	
経営革新事業	—	5万円	

経営・創業相談

創業準備、効果的な宣伝方法、売れる商品・サービス、経営状況の分析、資金繰りのアドバイスなど、経営のプロがさまざまな相談に応じます(無料)。

とき 毎週月曜または木曜午前10時～正午、午後1時～3時、午後3時～5時(1枠2時間)

場所 市役所第2相談室

対象 市内で事業を営んでいるまたはこれから事業を営もうとしている個人・法人

申込 希望日の3日前までに産業経済課へ電話・窓口で

詳しくはこちら▼



【アドバイザー】(写真左から)※敬称略

- 西村聖司(中小企業診断士)
- 三上康一(中小企業診断士)
- 西本則子(消費生活アドバイザー)
- 猪瀬典夫(技術士)
- 門脇隆(三井金属鉱業(株)名誉顧問)
- 臺幸好((一財)生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ)
- 麻生浩之(元日本政策金融公庫舞鶴支店長)



あなたが見つけた富士見市の魅力を投稿しませんか 富士見市の魅力スポット写真募集

富士山に見える風景や市内の公園など、市の魅力を撮った写真を募集しています。応募いただいた写真は市ホームページに掲載します。

写真の規格 JPEG(5MB以下) ※スマートフォンで撮影した写真も可

写真の条件 市内で撮影した作品、オリジナル作品、法令・公序良俗に反しないこと、人物が写っている場合は使用の許可を得ることなど

応募方法 メールで応募してください。

問シティプロモーション課 ☎049-256-9535

詳しくはこちら▶





頑張る市内農業者・農業者団体を支援します 農業経営に関する補助金

持続可能な農業の実現や効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者・農業者団体を支援しています。

問・申請先 農業振興課 ☎049-257-6987

詳しくは
こちら▼



認定農業者等チャレンジ支援事業補助金・農業用機械購入支援事業補助金は、交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりませんので、ご注意ください。

補助金名称	対象者	対象経費	補助率	申請期限など
認定農業者等チャレンジ支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者 認定就農者 上記いずれかを含む農業者団体 	農業経営改善計画などの目標達成に必要な費用(20万円以上の農業用機械・機具購入費など(中古品を除く))	1/2以内 (限度額:100万円)	申請には事前相談が必要です。
農業用機械購入支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 前年の農業収入が240万円以上または農業従事日数が150日以上の農業者 ※法人や認定農業者などを除く いるま地域明日の農業担い手育成塾生 	10万円以上の農業用機械購入費(中古品を除く)	1/2以内 (限度額:20万円)	
農業経営改善支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 前年の農業収入が240万円以上または農業従事日数が150日以上の農業者 農業者団体 	①生分解性マルチフィルム購入費、②生物的防除品購入費、③土壌診断費用、④農業用プラスチック資材・農薬廃棄処分費、⑤有機質入り肥料・堆肥購入費	①～④:1/2以内 ⑤:3/10以内	令和9年 1月4日(月) ～2月1日(月)
病害虫防除支援事業補助金	農業者	水稻育苗箱施用剤購入費	3/10以内	9月30日(木)
水稻直播栽培支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 農業者 農業者団体 	水稻種子の鉄コーティング加工費用	1/2以内	7月31日(金)
イネカメムシ広域防除緊急対策支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合 農業者 農業者団体 	ドローンによるイネカメムシ防除のための委託料・農薬代	1a(100㎡) 当たり50円	令和9年 3月10日(月)



省エネ家電への買換えを補助します

温室効果ガスの削減およびエネルギー費用の負担軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、省エネ家電への買換えを補助します。

対象 次の全てに該当する方

- 市内在住で市税に滞納がない方
- 市内事業者から対象家電を購入し、令和8年6月1日から令和9年1月31日までの間に自ら居住する市内の住宅に設置する方
- 買換え前の家電を家電リサイクル法に基づき適切に処分する方
- 同一世帯も含めて、国や県などの省エネ家電買換え補助制度を受けていない方

対象家電 最新の目標年度における省エネルギー基準達成率100%以上のエアコン、冷蔵庫(冷凍庫)

※1世帯につきいずれか1台

補助額 購入および設置費用(撤去費や消費税などを除く)の1/2(補助限度額:3万円)

※中小企業者などから購入した場合の補助限度額:5万円

申請期間 6月1日(月)～令和9年2月15日(月)

※予算の上限に達した時点で、期間中であっても受付を終了します(原則申込順)。

申請方法 申請書に必要な書類を添えて郵送(必着)・窓口で(〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所環境課)

問・申請先 環境課 ☎049-252-7129

詳しくは
こちら▼



あなたのチカラでみんな笑顔★ふじみ
元氣な市役所を一緒に作りましょう！



富士見市職員採用試験

▶申込期間 5月1日(金)～26日(火)正午

1次試験日：6月14日(日)

詳しくは
こちら▶



採用日 令和9年4月1日

申込方法 市ホームページの電子申請・届出サービスからお申し込みください。

問・申込先 職員課 ☎☎217



空家に関する補助金

空家の除却や改修など、空家対策に係るさまざまな補助金を交付します。

問・申請先 建築指導課 ☎049-252-7127

詳しくは
こちら▼



交付決定前に事業着手すると補助の対象となりませんので、ご注意ください。

補助対象	補助率・額	主な要件など
空家の解体	1/3 (上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅であること 1年以上居住・使用のないこと ※空家解体後の土地に係る固定資産税・都市計画税についても補助できる場合があります。
空家の活用(改修費用)	2/3 (上限80万円)	地域コミュニティの活性化に資する事業であること
隣地と統合	①1/2 (上限50万円) ②1/3 (上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ①未接道地とその隣地の統合であること ②70㎡未満の狭小地とその隣地の統合であること
移住・定住(改修費用)	1/3 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 築22年以上で、現在の耐震基準を満たしていること 購入した空家を改修して居住すること



軽自動車税の減免制度

複数の自動車をお持ちの方はいずれか1台が対象です。

問・申請先 税務課 ☎049-252-7115

■ 身体障がい者などの減免(初めての方)

対象 次の両方を満たす方が所有する軽自動車

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方で、障がいの程度が一定以上の方のために専ら使用される軽自動車
- 障がいの程度が一定以上の方

【次の場合も対象となります】

- 手帳をお持ちの方と同一生計の方が、所有する車を主に手帳をお持ちの方のために運転する場合
- 障がい者などのみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合

■ 生活扶助を受けている方の減免

対象 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が所有または使用する軽自動車

納付後は対象となりません。必ず納付前に申請してください。

申請方法 5月25日(月)までに必要書類を郵送(消印有効)・窓口で(〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所税務課)

詳しくは
こちら▼



必要書類

- 減免申請書
 - 令和8年度軽自動車税納税通知書
 - 車検証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要)
 - 運転者の運転免許証(マイナ免許証の場合は免許画像を印刷した書類)
 - 納税義務者のマイナンバーが分かる書類および本人確認書類(マイナンバーカードなど)
 - 【身体障がい者などの減免の場合】 障害者手帳など
 - 【生活扶助受給者の減免の場合】 生活保護受給証明書
 - そのほか要件を満たすために必要な書類
 - 【手帳をお持ちの方と車を所有する方が同じ世帯でない場合】 同一生計であることが確認できるもの(扶養親族であることが確認できる健康保険の資格確認書など)
- ※郵送の場合は運転免許証、車検証、障害者手帳などは写しをお送りください。



令和8年度から一部制度を変更 デマンドタクシーを運行しています

詳しくは
こちら▶



富士見市デマンドタクシー（タクシー補助制度）は、令和8年度から一部制度を変更し、運行を延長しています。

運行期間 4月1日～令和10年3月31日（2年間）

毎日運行（12月29日～1月3日を除く）

利用回数 年度内12回まで

補助金額 利用料金の半額（10円未満切捨て）

※1回の上限額は700円

利用可能範囲 乗車地または降車地が富士見市内

※市外利用の場合は、運行事業者へご確認ください。

☎ 都市計画課 ☎049-252-7128

【利用（登録）できる方】

富士見市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- 70歳以上の方
- 妊婦
- 未就学児
- 要支援・要介護認定者および事業対象者
- 障害者手帳または難病などの受給者証をお持ちの方（福祉タクシー券の対象者を除く）

※事前に利用登録が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※令和7年度まで有効な登録証をお持ちの方には新しい登録証を送付しています。



市税などは納期限内に納めましょう

■ 口座振替による納税を推奨しています

納税は、納期限ごとに自動振替となり、便利で確実な口座振替をご利用ください。

納付方法

- 口座振替
- 窓口納付（市役所、金融機関、コンビニ）
- 各種スマートフォン決済（PayPayほか）
- 地方税お支払サイト

詳しくは
こちら▶



☎ 収税課 ☎049-252-7118

令和8年度市税などの納期一覧

	市・県民税 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
5月		第1期 6/ 1	第1期 6/ 1	
6月	第1期 6/30			
7月		第2期 7/31		第1期 7/31
8月	第2期 8/31			第2期 8/31
9月				第3期 9/30
10月	第3期 11/ 2			第4期 11/ 2
11月				第5期 11/30
12月		第3期 12/25		第6期 12/25
R9.1月	第4期 2/ 1			第7期 2/ 1
2月		第4期 3/ 1		第8期 3/ 1
3月				第9期 3/31



税・料金などの口座振替は
スマートフォンなどから簡
単に手続きできます



Point!

- 市役所・金融機関での窓口手続き不要
- 口座振替申込書の記入や押印不要

ハッシュタグ

#消防団

消防団を身近に感じる
情報を発信します！

☎ 入間東部地区事務組合消防本部 ☎049-261-6659

消火活動の主力車両「消防ポンプ自動車」

第2分団で活躍する消防ポンプ自動車が17年間の活躍を終え、今年度には次の機能を追加した車両に更新予定です。これまで以上に安全性と操作性の高い車両となって、火事から皆さんの命や財産を守るために活躍することを見込んでいます。

消防団員募集中！

一緒に災害に強いまちを目指しませんか。さまざまな資機材も装備しています。



- 人手不足解消や小回りが利くことで出動を迅速化させるため、普通自動車免許で運転できるよう車両総重量を3.5トン未満にする
- ポンプ性能は従来と同等の毎分2,000リットルの放水性能を維持
- バックモニターや衝突警報機能を配備

